

地方公共団体による 意見聴取制度の事例

■調査の概要

- ・ 調査対象：全ての地方公共団体1,788団体（回答率100%）
- ・ 調査期間：令和3年10月11日から令和3年11月12日
- ・ 調査方法：Eメールによる配布・回収
- ・ 原則として2021年10月1日の状況を回答

■調査概要

- ・ 建築物の設計段階における、高齢者・障害者等の意見の取り入れ(意見聴取、ワークショップの実施等、アドバイザー派遣制度等)に係る制度、しくみについては、15の地方公共団体が有と回答。

■地方公共団体による意見聴取制度の事例(2020年度の実績件数2件以上)の概要

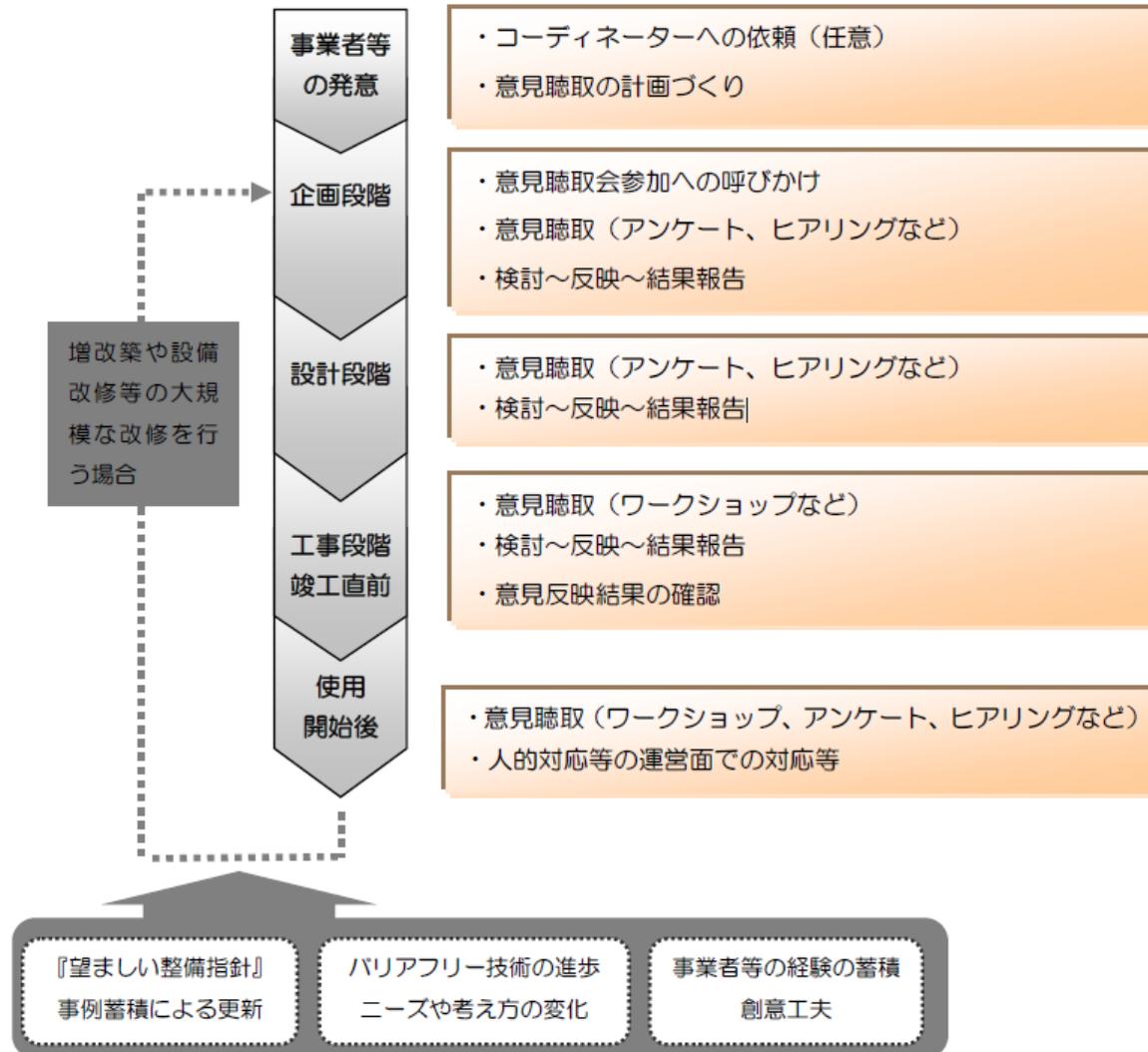
	制度名 ・ URL	主な対象建築物	意見聴取等への参加者の概要	概要・特徴	2020年度実績件数	意見聴取、ワークショップ等の実施方法、進め方の解説資料等の資料名・URL
東京都練馬区	福祉のまちづくり推進条例第22条 区民の意見聴取	床面積の合計が2,000㎡を超える区立施設および敷地面積の合計が2,500㎡を超える区立公園	高齢者、障害者、子育て世代、地域住民等	福祉のまちづくり推進条例に基づき、整備基準および配慮指針に基づく整備に関し、区民の意見を聴取し、その意見を設計に反映させることにより、だれもが使いやすい施設整備を行う。 また、竣工後、検証を実施し、意見を反映された設計になっているか等について確認を行う。	3	みんなが使いやすい建物・公園をつくろう ユニバーサルデザインの整備事例と設計のヒント集 1.2.3
神奈川県	みんなのバリアフリー街づくり条例第8条 カラーバリアフリーに関する相談事業 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/color_barrierfree.html	公共的施設(学校、図書館等の教育文化施設、医療施設、福祉施設、銀行や店舗といった商業施設、宿泊施設、共同住宅、展示施設等)の案内板等	色覚障がい当事者主体のNPO法人であるNPO法人カラーユニバーサルデザイン機構の職員	①相談出前窓口(みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則に基づく、事前協議におけるカラーバリアフリーの確認方法や、カラーバリアフリーに配慮したサイン等の作成について相談を受け付ける。) ②アドバイザー派遣(既存案内板等の色使用を検証し、改善についての指導・助言を行う。)	8	

■地方公共団体による意見聴取制度の事例(2020年度の実績件数2件以上)の概要(つづき)

	制度名 ・ URL	主な対象建築物	意見聴取等への 参加者の概要	概要・特徴	2020 年度 実績 件数	意見聴取、ワーク シヨップ等の実施方 法、進め方の解説資 料等の資料名・URL
愛知県	人にやさしい街づくりの推進に関する条例 第11条の2 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/0000043092.html	県が新築するもので床面積の合計が2,000㎡以上のもの	高齢者・障害者・施設利用者等	意見聴取の内容を施設整備に反映させることにより整備の効果を高める。	3	人にやさしい街づくりに活かす高齢者、障害者等の意見反映 手引書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/0000045480.html
兵庫県	福祉のまちづくり条例 第33条の2 チェック&アドバイス制度 https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/check_and_advice.html	不特定多数の方が利用する施設（社会福祉施設、医療施設、教育文化施設、商業施設（一定規模以上のもの）、公共交通機関等）	建築や福祉の専門家と高齢者・障害当事者等の利用者	県が利用者の立場に立って施設の点検・助言を行う「福祉のまちづくりアドバイザー」をあっせんし、アドバイザーが点検・助言を実施する。	12	チェック&アドバイス制度パンフレット https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/documents/check_advicepanfu.pdf
岡山県 岡山市	くらしやすい福祉のまちづくり条例第27条第2項・第3項 設計支援委員の意見を聴く会 https://www.city.okayama.jp/shisei/0000003649.html	市域内で整備される生活関連施設など	障害者、高齢者などで、施設整備に知識のある人	障害のある方などの利用者の立場からの意見を聴く制度。設計支援委員の意見については、強制力のあるものではないが、より使いやすい施設・設備とするために、積極的にこの制度を活用してもらい意見を取り入れてもらいたいと考えている。	9	設計支援委員の意見について（年度別） https://www.city.okayama.jp/shisei/category/4-12-32-7-5-0-0-0-0-0.html

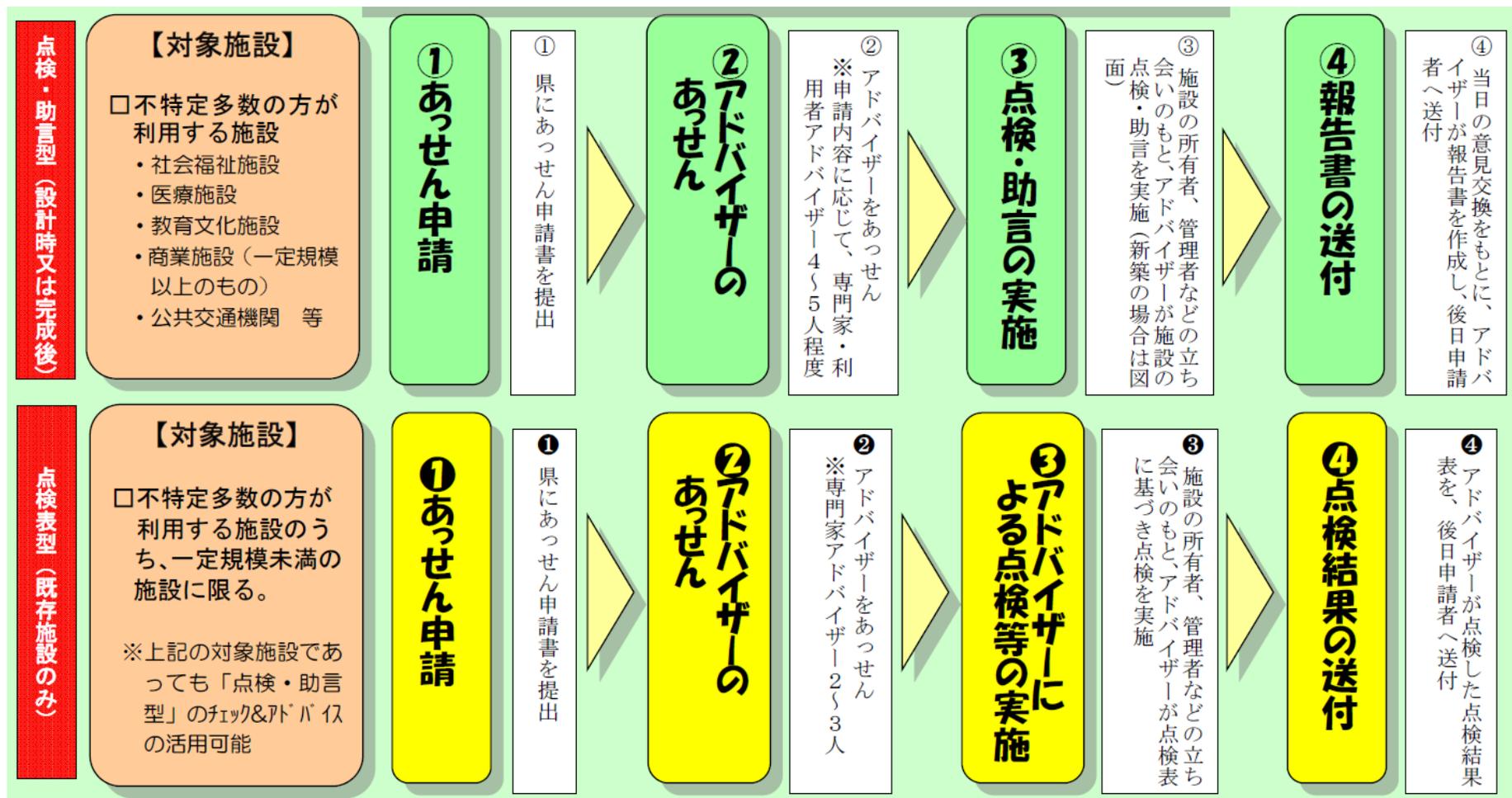
【参考】愛知県：人にやさしい街づくりの推進に関する条例第11条の2

■事業段階と意見聴取の取り組み（取組み回数や意見聴取・反映を行う内容を事例ごとに検討）



【参考】兵庫県:チェック&アドバイス制度

■チェック&アドバイス制度の流れ



【参考】岡山県岡山市：設計支援委員の意見を聴く会

■岡山市設計支援委員の意見を聴く会運用の流れ

時期	実施内容	実施主体
設計段階	意見を聴く会の開催依頼	整備担当者
	↓	
	定例会開催	岡山市事務局進行 整備担当者説明及び委員の質疑に応答
	↓	
	結果報告書を提出	整備担当者
	↓	
	ホームページ上公開	岡山市事務局
工事段階	↓	
工事完了	最終設計	整備担当者
	↓	
	反映状況調査(照会)	岡山市事務局
	↓	
	反映状況報告(報告様式提出)	整備担当者
	↓	
	定例会で委員に報告	岡山市事務局